市川市認知症カフェ

登録事業・補助金交付事業のご案内

市川市　福祉部　地域包括支援課

目 次

市川市認知症カフェ登録事業 …… － 2 －
１．概要 …… － 2 －
２．遵守事項 …… － 2 －
３．登録ができる団体 …… － 3 －
４．登録の流れ …… － 4 －
４－１．登録申請 …… － 5 －
４－２．登録決定 …… － 5 －
４－３．実績報告 …… － 5 －
５．登録内容の変更 …… － 6 －
６．認知症カフェの廃止 …… － 6 －
７．登録内容の取消し …… － 7 －
８．その他 …… － 7 －
市川市認知症カフェ登録事業補助金 …… － 8 －
１．概要 …… － 8 －
１－１．対象者 …… － 8 －
１－２．交付の条件 …… － 8 －
１－３．補助金の対象となる経費 …… － 8 －
１－４．補助金額と交付回数 …… － 10 －
２．補助金交付の流れ …… － 11 －
２－１．交付申請 …… － 12 －
２－２．交付決定 …… － 12 －
２－３．概算払請求について …… － 13 －
２－４．概算払による補助金交付 …… － 13 －
２－５．実績報告 …… － 14 －
２－６．金額の確定 …… － 14 －
２－７．補助金交付 …… － 14 －
３．申請内容の変更 …… － 16 －
３－１．変更の承認申請 …… － 16 －
３－２．変更の承認 …… － 17 －
４．注意事項 …… － 17 －
４－１．交付決定額及び交付の優先順位について …… － 17 －
４－２．交付決定の取り消しについて …… － 17 －
４－３．書類の保管について …… － 18 －
記入例一覧 …… － 19 －
市川市認知症カフェ登録事業 …… － 19 －
市川市認知症カフェ登録事業補助金 …… － 25 －

市川市認知症カフェ登録事業

１．概要

遵守事項にしたがって実施することを条件に「市川市認知症カフェ」として登録した団体を「市川市認知症カフェ一覧」に掲載し、市民等への周知を図ります。

「市川市認知症カフェ一覧」は市公式 Web サイトで公開するほか、認知症サポーター養成講座などの機会を通じて周知を行います。

また、登録団体からの希望に基づき、開催案内を広報いちかわに掲載したり、団体から提供されたチラシを関係機関に設置する手続きを行うなどの周知に協力します。

２．遵守事項

市川市認知症カフェとして登録する場合、以下の事項を遵守いただきます。

（１）利用者が利用しやすい場所で実施すること

（２）**１年度に４回**（10 月１日以降に登録を受けた年度は**２回**）以上行うこと
また、１回あたりの実施時間は**２時間以上**とすること

（３）実施１回ごとに、認知症カフェに専従する者を**常時２人以上**配置すること
※（４）で示す専門的な知識を有する者を配置した場合は、従事者数に含めることができる

（４）認知症の方やそのご家族からの相談に応ずるために、専門的な知識を有する者を実施１回ごとに１時間以上配置すること

（５）個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために利用しないこと（従事者でなくなった後も同様）

（６）事故の防止及び安全な運営に努めるとともに、認知症カフェに係る事故の責任は登録者が負うこと

（７）設備、食器等について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずること

（８）市から認知症カフェに関する情報提供の求めがあった場合には、速やかに応じること

（９）高齢者サポートセンター、認知症地域支援推進員、地域の関係者と連携を図ること
市民ボランティアの参加を積極的に推進し、地域に開かれた場となるように努めること

（10）認知症カフェの周知を行い、利用者の拡大に努めること

（11）市民が認知症について正しい理解を深める場となるように努めること

（12）利用者等から認知症カフェに関する問合せがあったときには誠実に対応すること

３．登録ができる団体

認知症カフェを実施する**事業所ごと**に登録を受けることができます。

また、次の（１）及び（２）の要件を満たす場合に登録が可能となります。

（１）市内に事務所又は事業所を有する医療法人、社会福祉法人、その他市長が適当と認めるもの

【その他市長が適当と認めるものの例】
・株式会社、有限会社、合資会社、同人会社、社団法人、個人事業所
・医療・介護サービスの事業所　　・物販店（薬局、スーパーマーケットなど）
・飲食店　　・金融機関（銀行、信用金庫、農業共同組合など）
・自治会、高齢者クラブ、ボランティア団体等の任意団体　　など

（２）次のいずれにも**該当しない**こと

ア　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とする

イ　政治上の主義を推進し、指示し、又はこれに反対することを主たる目的とする

ウ　特定の公職（公職選挙法第３条に規定する公職）の候補者（候補者になろうとする人を含む）若しくは、公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反することを目的とする

エ　市川市暴力団排除条例第２条第１項に規定する暴力団又は同条例第９条第１項に規定する暴力団密接関係者

オ　市川市認知症カフェの登録を取り消され、取消しの日から５年を経過していない

カ　市税を滞納している

補足事項

【ア　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成する】とは
→　宗教上の教えを広める、宗教上のルールに従って行われる儀式や行事を行う、教義を学ばせ理解させようとすること

【イ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること】とは
→　共産主義、社会主義、資本主義のように、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理や原則を推進したり支持したり、反対すること

【ウ　特定の公職の候補者・・・を目的とする】とは
→　国会議員、地方公共団体の議会議員又は首長の職の候補者等である「人」や「政党」について、選挙で当選させたり、落選させたりするようなこと。例えば、特定の候補者を推薦する後援会活動を行ったり、特定の政党を応援したりするなどの選挙活動を行うことを団体の目的としている場合は申請できません。

【エ　市川市暴力団排除条例】における規定
「暴力団」・・・団体の構成員が集団的、常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体
「暴力団密接関係者」・・・暴力団員又は暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者

【カ　市税】とは
→　市に納めていただく税金の総称。市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、事業所税、都市計画税があります。

４．登録の流れ

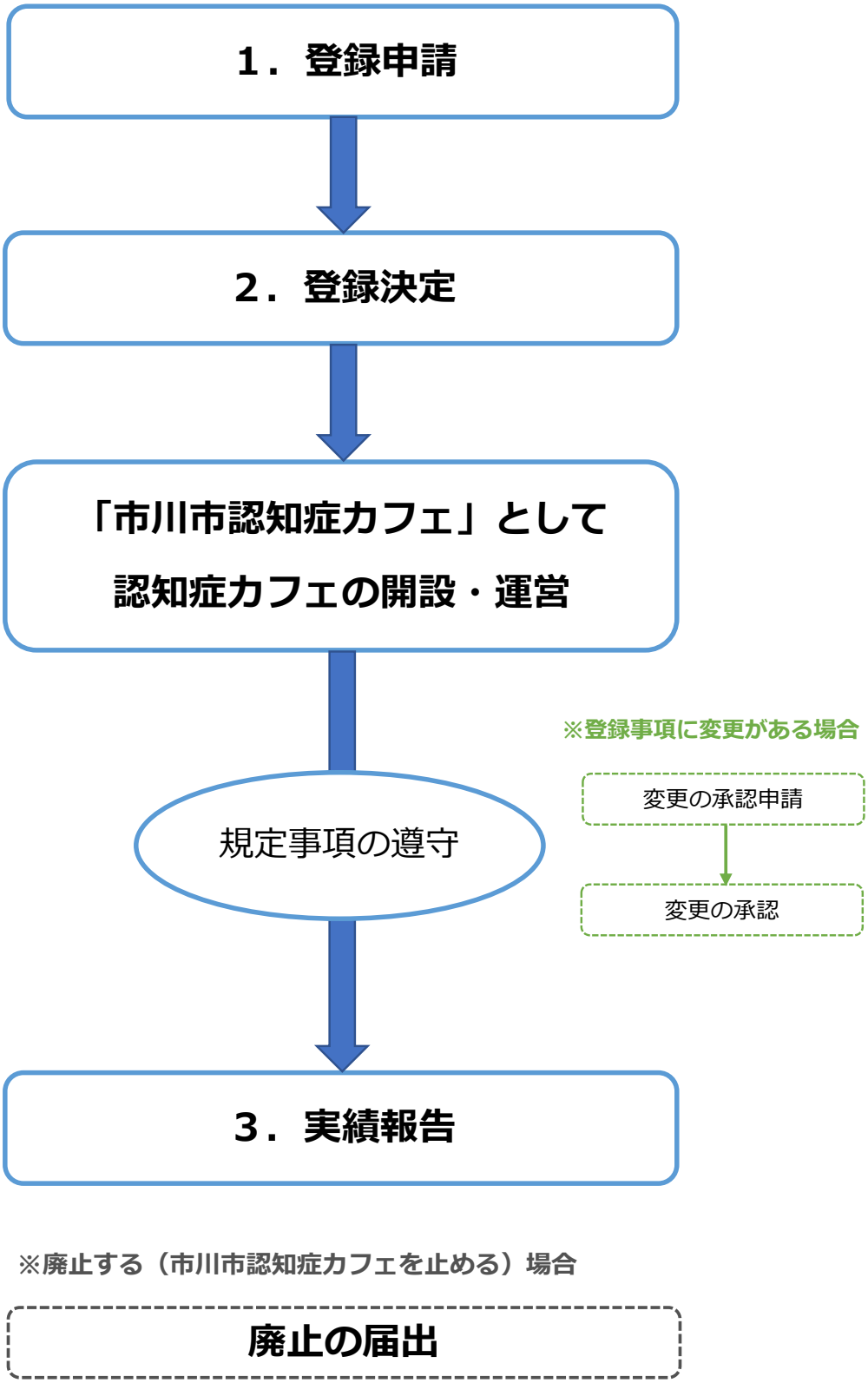
１．登録申請
２．登録決定
「市川市認知症カフェ」として
認知症カフェの開設・運営
※登録事項に変更がある場合
変更の承認申請
変更の承認
規定事項の遵守
３．実績報告
※廃止する（市川市認知症カフェを止める）場合
廃止の届出

４－１．登録申請

申請は、**福祉部 地域包括支援課** 窓口又は郵送で受付いたします。

窓口にお越しいただく場合には、担当者の不在を防ぐため、事前にご連絡ください。

〇受付時間　　月曜日～金曜日（12 月 29 日～１月３日、祝日を除く）の午前９時～午後５時

〇受付場所　　市川市役所第１庁舎３階　市川市福祉部地域包括支援課

市川市八幡１丁目１番１号

〇登録申請に必要な書類一覧

	書類名	様式	記入方法	備　考
1	市川市認知症カフェ登録申請書	様式第１号	記入例１	
2	団体等概要書	様式第２号	記入例２	
3	市川市認知症カフェ実施計画書	様式第３号	記入例３	
4	市税を納付したことを証する書類			納付書の控え、納税証明書等
5	規約、会則、定款等の写し又はそれに準じるもの	その他市が必要と認める書類		個人事業所等の場合はご相談下さい。

＜注意事項＞

・提出書類はお返しできませんので、必ずコピーをお取りください。

・書類に不足や不備があった場合は、再提出等をお願いすることがありますのでご了承ください。

４－２．登録決定

登録の可否は「市川市認知症カフェ登録可否決定通知書（様式第４号）」でお知らせします。

４－３．実績報告

毎年度、その年度に実施した認知症カフェの状況の報告をお願いします。

＜報告期日＞

・実施した年度で、認知症カフェを最後に実施した日の翌日から 20 日を経過した日、又は３月 31 日のいずれか早い日にちまでに報告してください。

※事業を廃止したり、登録を取り消されたりした場合には、届出日や取消し日の翌日が起算日となります。

【認知症カフェを最後に実施した日の翌日から２０日を経過した日】とは

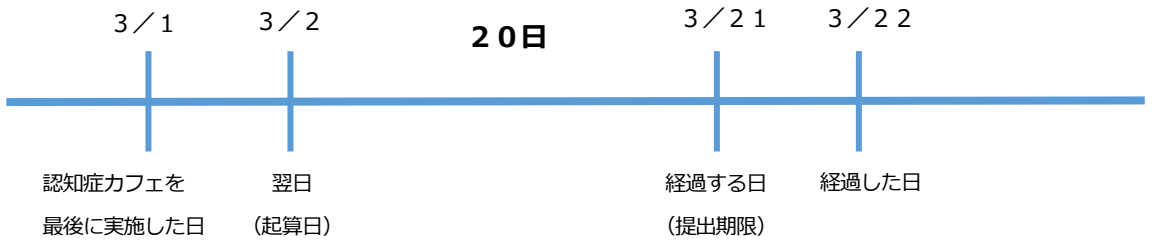

〇実績報告に必要な書類一覧

	書類名	様式	記入方法	備　考
1	市川市認知症カフェ実施報告書	様式第８号	記入例５	
2	認知症カフェを実施したことを証する書類	市が必要と認める書類		認知症カフェのチラシ、記録写真 等

５．登録内容の変更

登録申請の際に提出した書類の記載事項が変更となる場合は、市への申請をお願いします。

※申請時に提出された書類に基づき、市公式 Web サイト、市川市認知症カフェ一覧に掲載します。

市民に正確な情報提供を行うためにも変更が生じたときには速やかに手続きを行ってください。

〇登録申請事項変更承認申請に必要な書類一覧

	書類名	様式	記入方法	備　考
1	市川市認知症カフェ登録申請事項変更承認申請書	様式第５号	記入例４	変更前の内容と変更後の内容を比較対照できる資料を添付してください

登録申請事項変更承認申請書の提出を受けた時には、その内容を審査し、承認の可否を決定して、「市川市認知症カフェ登録申請事項変更承認等通知書（様式第６号）」でお知らせします。

６．認知症カフェの廃止

認知症カフェを廃止する時には、市への届出をお願いします。

※廃止の届出がなされるまで登録は継続となりますのでご注意ください（取消しされた場合を除く）。

〇廃止の届出に必要な書類

	書類名	様式	記入方法	備　考
1	市川市認知症カフェ廃止届出書	様式第７号	記入例６	

７．登録内容の取消し

以下に該当することが判明したときには、登録を取り消すことがあります。

（１）申請内容に偽りがあるなど不正な手段で登録を受けたとき
（２）市の指示に従わないとき
（３）その他「市川市認知症カフェ登録事業実施要綱」の規定に違反したとき

登録の取消しを決定した際には、「市川市認知症カフェ登録取消通知書（様式第９号）」により通知します。

８．その他

市は、認知症カフェの運営状況に関し必要があると認める時には、登録者に報告を求めたり実地調査を行うことができることとします。

市川市認知症カフェ登録事業補助金

１．概要

この補助金は、認知症カフェの促進を図るために、市川市認知症カフェの運営を行う団体に対して認知症カフェの立ち上げ及び運営に必要となる経費の一部を補助するものです。

社会福祉法人は、「市川市社会福祉法人認知症カフェ登録事業補助金交付要綱」、それ以外の団体は、「市川市認知症カフェ登録事業補助金交付要綱」に基づき事業を行います。

１－１．対象者

市川市認知症カフェとして登録を受けている団体が対象となります。

なお、登録事業の申請と補助金の申請を同時に行うこともできます。

１－２．交付の条件

１月に１回以上の頻度で市川市認知症カフェを実施することが交付条件です。

＜補足事項＞

・天災その他の市がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではありません。

・補助金の交付決定後に条件を満たしていないことが判明した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

１－３．補助金の対象となる経費

（１）新規に認知症カフェを運営する場合・・・下記ア、イの経費が対象

ア　印刷製本費、広告費及び備品購入費（立ち上げに要する経費）

イ　報償費、消耗品費、通信運搬費及び使用料（認知症カフェの運営に要する経費）

（２）前年度から継続して認知症カフェを運営する場合・・・下記の経費が対象

→　報償費、消耗品費、通信運搬費及び使用料（認知症カフェの運営に要する経費）

＜注意事項＞

・補助の対象となる経費は、あくまでも市川市認知症カフェを実施するために直接要する経費です。団体の維持・運営のために必要な経費（団体構成員の人件費、事務所の家賃、光熱水費等）や他の事業に流用可能と思われるものは対象となりません。

・認知症カフェ事業について、市川市及び民間で行われている他の助成金等との併用はできません。
・予算項目を別の経費項目に流用することは認められません。
・補助の対象期間は補助交付を申請した日からその年度末までとします。

区分	対象となる経費	
印 刷 製 本 費	認知症カフェを周知するためのチラシ、パンフレット等の印刷に係る経費 **印刷業者等に依頼**して作成するチラシやパンフレットの費用	
広 告 費	認知症カフェの宣伝を行うための広告への掲載等に係る経費 新聞折込や広告掲載　など	
備 品 購 入 費	認知症カフェを実施するために使用する備品の購入に係る経費 取得金額が**税込み１万円を超える物品**の購入費用	
	○	・コーヒーサーバー、ポット、立て看板 など
	×	・パソコン及びプリンター
報 償 費	講演等を依頼した講師への謝礼に係る経費 講演会、講習会、ミニコンサート等を行う場合の、専門的な技能・知識を有する講師、指導者、演奏者等の**専門職に対する報酬や謝礼**に要する費用 ※所得税法204条に該当する報酬にあたる場合、源泉徴収をする必要がありますので注意してください ※受領書に講師の署名、所属先が記載してあるものを提出してください。	
	○	・医師等への謝礼やコンサートの演奏料　など（特別なイベント時に限る）
	×	・講師へのお礼のお花等、現金以外で渡す物 ・団体構成員又は事業実施団体及びその関連団体に対して支払われるもの
消 耗 品 費	認知症カフェを実施するために使用する消耗品の購入に係る経費 取得価格が税込み**１万円未満**の購入費用	
	○	・会場を修繕するために購入した材料 ・コップ、皿、カトラリー など ・認知症カフェの周知チラシやパンフレットを印刷するための用紙やインク （ただし、団体や事業所の印刷物との明確な区別ができる場合に限る）
	×	・参加者に与えられる記念品となるもの ・参加者の飲食に係る費用
通 信 運 搬 費	切手、はがき等に係る経費（電話代を除く） 通知や資料等の送付に要する費用	
	×	・電話代、FAX代
使 用 料	認知症カフェを行うことを目的として使用する会場の使用料	
	×	・通常の認知症カフェを実施する会場に係る光熱水費

１－４．補助金額と交付回数

<補助金の交付額>

（１）新規に認知症カフェを運営する場合

ア　印刷製本費、広告費及び備品購入費の合算額　→　**上限 20,000 円**

イ　報償費、消耗品費、通信運搬費及び使用料の合算額　→　**上限 3,000 円 × 実施月数**

（２）前年度から継続して認知症カフェを運営する場合

報償費、消耗品費、通信運搬費及び使用料の合算額　→　**上限 3,000 円 × 実施月数**

※交付の詳細は、４－１．交付決定額及び交付の優先順位についてをご参照ください。

<補助金の交付回数>

上記（１）アの交付　→　一回限り

上記（１）イ及び（２）の交付　→　当該年度ごとの交付

２．補助金交付の流れ

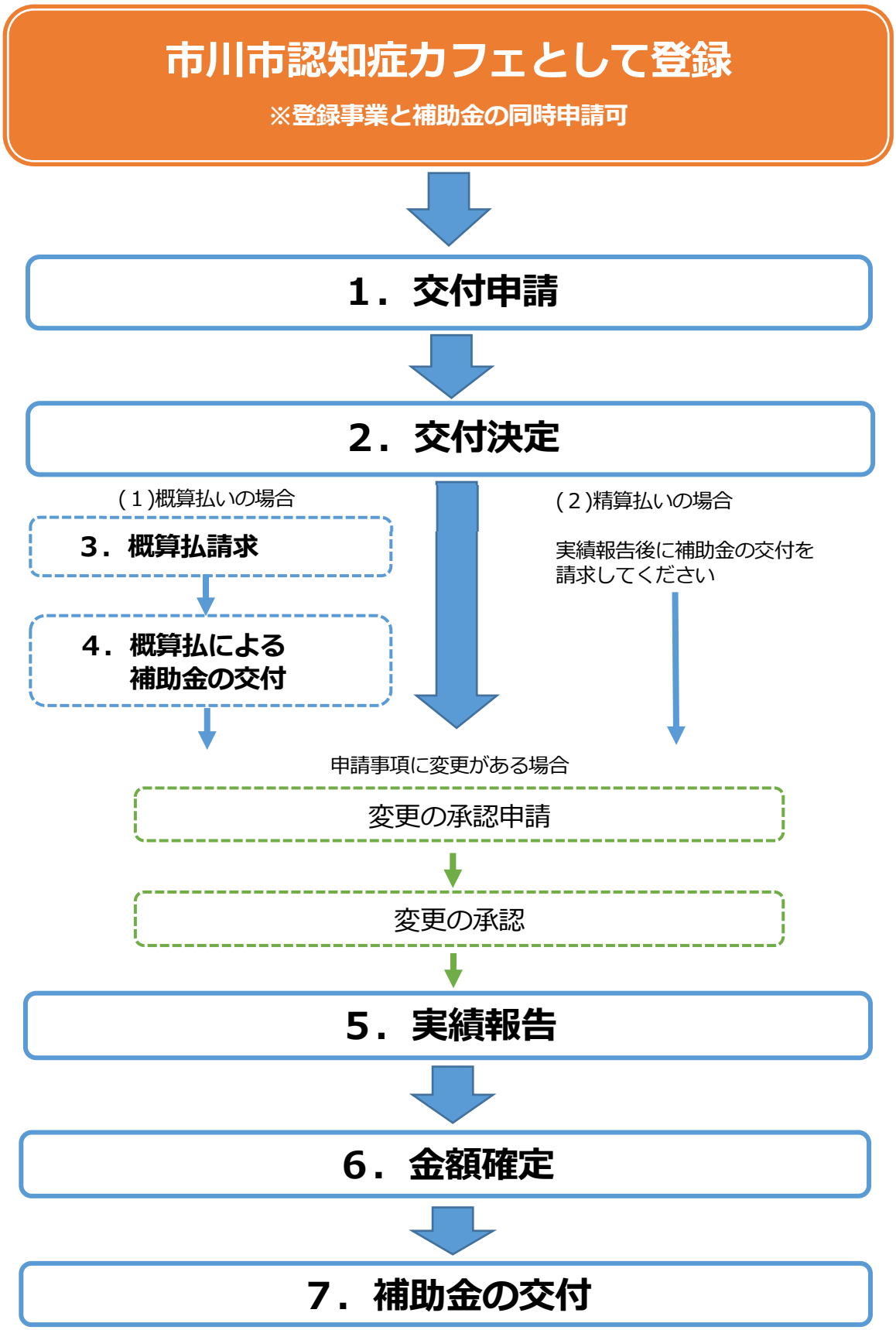
市川市認知症カフェとして登録
※登録事業と補助金の同時申請可
１．交付申請
２．交付決定
（１）概算払いの場合
３．概算払請求
４．概算払による
補助金の交付
（２）精算払いの場合
実績報告後に補助金の交付を
請求してください
申請事項に変更がある場合
変更の承認申請
変更の承認
５．実績報告
６．金額確定
７．補助金の交付

２－１．交付申請

申請は、**福祉部 地域包括支援課** 窓口又は郵送で受付いたします。

窓口にお越しいただく場合には、担当者の不在を防ぐため、事前にご連絡ください。

〇受付時間　　月曜日～金曜日（12 月 29 日～１月３日、祝日を除く）の午前９時～午後５時

〇受付場所　　市川市役所第１庁舎３階　市川市福祉部地域包括支援課

市川市八幡１丁目１番１号

〇補助金申請に必要な書類一覧

（１）社会福祉法人**以外**

	書類名	様式	記入方法
1	市川市認知症カフェ登録事業補助金交付申請書	様式第１号	記入例①
2	市川市認知症カフェ登録事業補助金実施計画書	様式第２号	記入例②
3	収支予算書	様式第３号	記入例③
4	その他市が必要と認める書類		

（２）社会福祉法人

	書類名	様式	記入方法
1	市川市社会福祉法人助成申請書	様式第１号	
2	理由書		
3	助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う予算書		
4	財産目録及び賃借対照表		
5	その他市が必要と認める書類		

＜注意事項＞

・**社会福祉法人と社会福祉法人以外で提出書類が異なります**のでご注意ください。

・提出書類はお返しできませんので、必ずコピーをお取りください。

・書類に不足や不備があった場合は、再提出等をお願いすることがありますのでご了承ください。

２－２．交付決定

補助金の交付の可否は「市川市認知症カフェ登録事業補助金交付可否決定通知書（様式第４号）」（社会福祉法人には「市川市社会福祉法人助成可否決定通知書（様式第２号）」）でお知らせします。

なお、実績報告前に補助金の交付を希望する場合は概算払い（２－３、２－４参照）、実績報告後に補助金の交付を申請する場合は精算払い（２－７参照）となります。

２－３．概算払請求について

概算払いを希望する団体には、決定通知書とともに、「市川市認知症カフェ登録事業補助金概算払請求書（様式第 11 号）」（社会福祉法人には「市川市社会福祉法人補助金概算払請求書（様式第３号）」）を送付しますので、請求書の様式を受取ってから**２週間以内**にご提出をお願いします。

団体の口座を準備してください
口座名義は「団体名義」としてください（原則、個人名義の口座には振り込めません）

《概算払請求書の書き方》

概算払請求額	① 円							
振込先	金融機関名			支店名				
	②			③				
	④ 口座種別	口座番号						
	普通 ・ 当座				⑤			
	口座名義人							
	ふりがな	⑥						
	氏名							

① 概算払請求額・・・・・・・・ 交付決定通知書に記載されている交付決定額を記入
② 金融機関名・・・・・・・・・ 金融機関名を正確に記入
③ 支店名・・・・・・・・・・・ 支店名を正確に記入
④ 口座種別・・・・・・・・・・ 口座種別（普通又は当座）の該当する方に〇をする
⑤ 口座番号・・・・・・・・・・ 口座番号を正確に記入（７桁未満のときは右詰めで記入）
⑥ 口座名義人・・・・・・・・・ 上段にはひらがなで、下段には漢字で、名義人を略さずに正確に記入

【ご協力をお願いします】
・郵送でのご提出 ⇒ 口座番号、口座名義のわかる部分のコピーを同封してください
・事務局にご持参 ⇒ 通帳をご持参ください
・口座名義の書き間違いにご注意ください
※ 間違いやすい例 ⇒ 「ダイヒヨウ」が抜けている、「・」「－」の有無など

２－４．概算払による補助金交付

ご提出いただいた概算払交付請求書に基づき、ご指定の口座に補助金を入金します。
なお、概算払いであるため、事業終了後に**精算**が必要となりますのでご注意ください。

２－５．実績報告

補助金を申請した年度で、認知症カフェを最後に実施した日の翌日から起算して２０日を経過した日又は交付の決定を受けた日の属する年度の末日までに実績の報告をしてください（参考５～６ページ）。

〇実績報告に必要な書類一覧

（１）社会福祉法人**以外**

	書類名	様式	記入方法	備考
1	市川市認知症カフェ登録事業補助金実績報告書	様式第７号	記入例⑤	
2	収支決算書	様式第８号	記入例⑥	
3	支払を証する書類の写し	市が必要と認める書類		領収書など ※費目ごとに分けて任意の用紙に貼付のうえ提出
4	実施の状況を確認することができる書類			印刷物、掲載広告、備品の写真等

（２）社会福祉法人

	書類名	様式	備考
1	市川市社会福祉法人助成事業実績報告書	様式第６号	
2	収入支出決算書		
3	支払を証する書類の写し	市が必要と認める書類	領収書など ※費目ごとに分けて任意の用紙に貼付のうえ提出
4	実施の状況を確認することができる書類		印刷物、掲載広告、備品の写真等

２－６．金額の確定

提出された実績報告書を確認し、最終的に補助金の額が確定したら、「市川市認知症カフェ登録事業補助金額確定通知書（様式第９号）」（社会福祉法人には「市川市社会福祉法人補助金額確定通知書（様式第７号）」）でお知らせします。

２－７．補助金交付

（１）補助金の交付（精算払いの場合）

補助金額確定通知書とともに「市川市認知症カフェ登録事業補助金交付請求書（様式第 10 号）」（社会福祉法人には「市川市社会福祉法人補助金等交付請求書（様式第８号）」）を送付します。

請求書の様式を受取ってから、２週間以内に提出してください。

（２）補助金の精算（概算払いを受けた場合）

・額の確定を受けた金額が概算払いで交付された補助金の額を下回る場合は精算が必要です。

・認知症カフェの運営に要した費用の全体が概算払で交付された補助金の額を上回る場合でも、経費項目ごとの額が下回っている場合には、精算が必要となります。

・精算が必要な場合には、額確定通知書に同封する納付書を用いて、指定の期日までに必ず納付していただくようお願いいたします。

◎返還の例◎

ケース１　講師の日程が合わず、報償費が不要になった（支出が０円）

医師を招いて認知症の話をしてもらう予定だったが、日程調整ができず、実現しなかった。

報償費予算＝概算払金	10,000 円
実績	0 円
返還	10,000 円

※概算払いされた 10,000 円は返還となります。

ケース２　チラシのデザインを印刷会社に依頼せず、印刷のみ依頼した（経費の縮小）

周知チラシのデザインと印刷を印刷会社に依頼する予定でいたが、自分たちでデザインし、印刷のみを依頼したため、支払いが少なくなった。

印刷製本費予算＝概算払金	10,000 円
実績	5,000 円
返還	5,000 円

※すべての経費項目毎に予算との対比で返還が生じるケースがありますので、ご注意ください。

概算払における補助金の精算　事例一覧表

	事業費		補助金			
	予算	実績	概算払	確定額	返還額	
印刷製本費	10,000 円	5,000 円	10,000 円	5,000 円	**5,000 円**	※2
広告費	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	
備品購入費	10,000 円	**20,000 円**	10,000 円	10,000 円	0 円	※3
報償費	10,000 円	0 円	10,000 円	0 円	**10,000 円**	※2
消耗品費	20,000 円	**30,000 円**	20,000 円	20,000 円	0 円	※3
通信運搬費	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	0 円	
使用料	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	
合　計	56,000 円	61,000 円	56,000 円	41,000 円	15,000 円	

※1

※1　実績が予算を上回っていますが、補助金は増えませんのでご注意ください

※2　実績額が予算額を下回った場合は返還が必要です（経費項目毎に計算します）

※3　経費項目毎の実績額が予算額を上回っていても補助金は予算額を基準に計算します

3．申請内容の変更

3－1．変更の承認申請

申請内容に変更が生じた場合、認知症カフェの目的と効果が変わらない範囲であれば変更を届け出ることにより事業を行うことができます。変更の承認申請を行う場合は、事前に地域包括支援課までご相談ください。

なお、変更内容によっては補助金の返還が発生する場合がありますので、ご注意ください。

＜注意事項＞

・開催場所、時期、回数等に変更が生じる可能性がある場合は、すぐに相談してください。**実績報告内容が申請内容と異なる場合、補助対象事業とみなされず補助金の返還が発生**する場合があります。

・申請内容に変更が生じた場合には、速やかに手続きを行ってください。

※必要に応じて、「市川市認知症カフェの申請事項変更承認申請」と併せて行ってください

・天災地変、団体の都合等により事業を実施できない場合にも手続きが必要です。

〇変更の承認申請に必要な書類一覧

	書類名	様式	記入方法	備考
1	市川市認知症カフェ登録事業補助金交付申請事項（変更・廃止）承認申請書※	様式第５号	記入例④	変更前の内容と変更後の内容を比較対照できる資料を添付してください

※社会福祉法人は「市川市社会福祉法人助成事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第４号）」

３－２．変更の承認

補助金交付申請事項（変更・廃止）承認申請書の提出を受けた時には、その内容を審査し、承認の可否を決定して、「市川市認知症カフェ登録事業補助金交付申請事項（変更・廃止）承認等通知書（様式第６号）」（社会福祉法人には「市川市社会福祉法人助成事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第５号）」）でお知らせします。

４．注意事項

４－１．交付決定額及び交付の優先順位について

補助金は各年度における**予算の範囲内**で交付を行うため、申請額と交付決定額が一致しない場合があります。

また、当該年度の予算を超える申請があった場合は、次の順により交付決定を行います。

（１）新規登録を受けた市川市認知症カフェ

（２）高齢者サポートセンター担当地区内で２箇所以内である市川市認知症カフェ

（３）交付申請の早い者

４－２．交付決定の取り消しについて

次の規定に該当するときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

（１）偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定を受けたとき

（２）補助金等を他の用途に使用したとき

（３）自らの責めに帰すべき事情により補助事業等を中止し、又は廃止したとき

（４）補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

（５）市の指示に従わないとき

（６）暴力団であることが判明した時

・交付決定を取り消した際には、「市川市認知症カフェ登録事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）」（社会福祉法人には「市川市社会福祉法人助成決定取消通知書（様式第９号）」）で通知します。
・交付決定の取消しに伴い、補助金の全部又は一部の返還を命ずることもあります。

４－３．書類の保管について

補助金を受けた認知症カフェに関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、収入や支出について証拠書類を整理し、**５年間**保管してください。

記入例一覧

市川市認知症カフェ登録事業

記入例１　市川市認知症カフェ登録申請書

様式第１号（第４条関係）

【登録】記入例1

市川市認知症カフェ登録申請書

令和〇〇年　△月××日

市川市長

事業所ではなく、法人の代表者氏名を記載

法人名　　株式会社　ろば
事務所・事業所の所在地　　市川市八幡１－１－１
代表者氏名　代表取締役　　市川　市太郎
連絡先（電話）　３３４－１１１１
（法人以外にあっては申請者の氏名及び住所）

認知症カフェの登録を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

１　認知症カフェとしての名称
　　ろばカフェ

２　認知症カフェの開始予定年月日

既に開設している認知症ｶﾌｪは、申請日以降で直近の実施日を記載

　　令和××年　〇月　△△日

３　添付書類

⑴　団体等概要書（様式第２号）

⑵　市川市認知症カフェ実施計画書（様式第３号）

⑶　市税を納付したことを証する書類

⑷　その他市長が必要と認める書類

４　その他

記入例２　団体等概要書

様式第２号（第４条関係）

【登録】記入例2

団体等概要書

令和　　年　　月　　日現在

１　団体等の概要（本社等）

（フリガナ） 団体等の名称	株式会社　ろば（カブシキガイシャ　ロバ）		
（フリガナ） 代表者氏名	市川　市太郎（イチカワ　イチタロウ）	役職	代表取締役
事務所の所在地	【専用事務所・住居と兼用・その他（　　）】 〒 東京都江戸川区●●●２－３－４		
	TEL　０３－●●●●－◆◆◆◆	FAX　０３－◆◆◆◆－●●●●	
	URL　http://	E-mail	
設立年月日	平成２０年　４月　１日		
主な事業内容	居宅介護支援 訪問介護		

２　事業所の概要（１で記載した本社等と異なる場合のみ記載）

（フリガナ） 団体等の名称	株式会社　ろば　市川（カブシキガイシャ　ロバ　イチカワ）		
（フリガナ） 代表者氏名	行徳　忍（ギョウトク　シノブ）	役職	所長
事務所の所在地	【専用事務所・住居と兼用・その他（　　）】 〒272-8501 市川市八幡１－１－１		
	TEL　０４７－３３４－１１１１	FAX　０４７－７１２－８７８９	
	URL		
開設年月日	令和元年　５月　●日		
主な事業内容	居宅介護支援 訪問介護		

登録に関係なく、事業所として初めて認知症カフェを実施した年月日を記載

３　申請に係る連絡先

連絡責任者	（フリガナ） 氏　名　行徳　忍（ギョウトク　シノブ）			
連絡先住所等 （どちらかに○印を付けてください。）	○	上記「事務所の所在地」と同じ		
		〒		
		電話		FAX

記入例３　市川市認知症カフェ実施計画書

様式第３号（第４条関係）

市川市認知症カフェ実施計画書

【登録】記入例3

令和　　年　　月　　日作成

市のウェブサイト等で公開します	名称	ろばカフェ
	運営主体	株式会社　ろば　　市川
	開催頻度・開催日	月１回　毎月第３水曜日
	開催時間	１１：００～１４：００
	会場の名称・住所	【名称】　●●自治会館 【住所】〒 市川市　●●　１－２－３
	席数	２０　席
	参加費	無　・　㊒（　１００円／１回・飲食費等の実費） お昼を食べる方は別途５００円
	問合せ先	【名称】株式会社　ろば　　市川　　担当：行徳　忍 【電話番号】　０４７（　３３４　）１１１１
	事前の参加申込み	要　・　不要　　※お昼を食べる方のみ要（前日の午前中まで）
	参加者への配慮	※交通の便・駐車場の有無等 畳のお部屋です。 駐車場はありません。最寄りの◆◆バス停から歩いて３分です。
	カフェのＰＲ （１００文字程度）	認知症の方とご家族や地域の方々の笑顔があふれる憩いの場を目指しています。 ご希望の方にはお昼も用意してお待ちしています。 気軽にご参加ください！
市民等から照会があった際に情報提供します	運営スタッフ	６名　（うち資格を有しているスタッフの人数　４名 【内訳】 介護支援専門員　市川　花子、八幡　松子、 ホームヘルパー（介護職員初任者研修終了）　菅野　妙子、新田　広子 原木　国子、若宮　）
	カフェ開設予定日	令和△△年　×月○○日
	会場の広さ	約　　㎡　・　３６畳／その他（　）
	設置目的	地域で生活する認知症の方とご家族、地域住民の集う場の設置を通じて認知症の家族の介護負担の軽減を図ると共に、地域住民の認知症への理解促進を図る。
	カフェとして目指すこと等	認知症の方とご家族、地域の方々が笑顔でおしゃべりをして過ごしながらお互いの理解を深める場所として地域に根付くこと。
	実施内容 （具体的に記入してください。）	・飲み物、昼食（購入した弁当）の提供 ・おしゃべりを中心に、参加者の希望に応じてゲームや歌など ・専門職（高齢者サポートセンターに協力を依頼）による相談対応

椅子の数に限らず、一度に参加可能な人数を記載
（出入り自由とするｶﾌｪもありますので、１回当たりの最大参加人数になるとは限りません）

登録日に関係なく、事業所が始めて認知症ｶﾌｪを実施した年月日を記載

記入例４　市川市認知症カフェ登録申請事項変更承認申請書

様式第５号（第７条関係）

【登録】記入例4

市川市認知症カフェ登録申請事項変更承認申請書

令和〇〇年△月××日

事業所ではなく、法人の代表者氏名を記載

市川市長

法人名　　株式会社　ろば
事務所・事業所の所在地　　市川市八幡１－１－１
代表者氏名　　代表取締役　　市川　市太郎
連絡先（電話）　　３３４－１１１１
（法人以外にあっては申請者の氏名及び住所）

令和〇〇年　□月　△日付けで提出した市川市認知症カフェ登録申請書及び関係書類に記載した事項について、下記とおりの承認を受けたいので、申請します。

記

１　認知症カフェとしての名称

ろばカフェ

２　変更の内容

開催日程　　（従来）毎月第３水曜日

⇒　（令和〇〇年×月から）毎月第３木曜日

３　変更の理由

会場の提供してくれている●●自治会が水曜日に自治会館で事業を行うことになり、借り受けることが困難となったため。

（注）　事業内容を変更する場合は、変更前の内容と変更後の内容を比較対照できる資料を添付すること。

記入例５　市川市認知症カフェ実施報告書

様式第８号（第９条関係）

【登録】記入例5

年度市川市認知症カフェ実施報告書

事業所ではなく、法人の代表者氏名を記載

年　　月　　日

市川市長

法人名　　株式会社　ろば
事務所・事業所の所在地　　市川市八幡１－１－１
代表者氏名　　代表取締役　市川　市太郎
連絡先（電話）　　３３４－１１１１
（法人以外にあっては申請者の氏名及び住所）

年　　月から　　年　　月まで実施しました認知症カフェについて、下記のとおり実施結果を報告します。

認知症カフェとしての名称			ろばカフェ		
開催場所				開催時間　１３：００～１５：００	
開催日時・参加者数（把握が難しい場合は、おおよその人数を記載）※ 別紙添付可	番号	月日（曜日）	参加者数	ボランティア数（内、認知症ｻﾎﾟｰﾀｰ数）	運営スタッフ数
	1	7月15日（水）	6	3　（２）	3
	2	8月19日（水）	6	3　（２）	3
	3	9月16日（水）	8	3　（１）	2
	4	10月14日（水）	１０	2　（２）	4
	5	11月11日（水）	9	4　（２）	3
	6	12月16日（水）	１２	2　（２）	3
	7	1月13日（水）	１２	2　（１）	3
	8	2月10日（水）	１７	5　（４）	3
	9	3月17日（水）	１６	3　（１）	2
	１０			（　）	
	１１			（　）	
	１２			（　）	
実施内容	12月16日のカフェには近隣の保育園の子どもが参加し、歌を披露した。2月10日のカフェは、町内会にチラシを配布したところ、多くの方が参加された。				
開催効果※　相談対応状況、関係機関との連携状況等	少しずつ周知が進み参加者が増えた。高齢者サポートセンターでカフェの紹介をしてくれており、それがきっかけで参加するようになった当事者とその妻がいる。また、12月に近隣の保育園児の歌を入れたところ、若い世代にカフェを知ってもらう機会となった。				

記入例６　市川市認知症カフェ廃止届出書

様式第７号（第８条関係）

【登録】記入例6

市川市認知症カフェ廃止届出書

令和　　年　　月　　日

事業所ではなく、法人の代表者氏名を記載

市川市長

法人名　　株式会社　ろば
事務所・事業所の所在地　　市川市八幡１－１－１
代表者氏名　　代表取締役　　市川　市太郎
連絡先（電話）　　３３４－１１１１
（法人以外にあっては申請者の氏名及び住所）

認知症カフェを廃止したいので、下記のとおり届け出します。

記

１　認知症カフェとしての名称
ろばカフェ

２　廃止の理由
●●自治会より会場の提供が受けられなくなり、別の適切な会場も見つからないため。

市川市認知症カフェ登録事業補助金

記入例①　市川市認知症カフェ登録事業補助金交付申請書

様式第１号（第６条関係）

【補助金】記入例①

市川市認知症カフェ登録事業補助金交付申請書

令和　　年　　月　　日

市川市長

事業所ではなく、法人の代表者氏名を記載

法人名　　株式会社　ろば
事務所・事業所の所在地　市川市八幡１－１－１
代表者氏名　　代表取締役　市川　市太郎
連絡先（電話）　０４７－３３４－１１１１
（法人以外にあっては申請者の氏名及び住所）

令和○○年度市川市認知症カフェ登録事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　補助金交付申請額　　金　　５６，０００円

２　添付書類

⑴　市川市認知症カフェ登録事業補助金実施計画書（様式第２号）

⑵　収支予算書（様式第３号）

⑶　その他市長が必要と認める書類

記入例②　市川市認知症カフェ登録事業補助金実施計画書

様式第２号（第６条関係）

【補助金】記入例②

市川市認知症カフェ登録事業補助金実施計画書

認知症カフェとしての名称	ろばカフェ	
実施期間 実施回数	令和〇〇年△月×日 ～ 令和××年□月〇日 月１回、認知症講演会　年１回　　合計１０回	
事業の目的	地域で生活する認知症の方とご家族、地域住民の集う場の設置を通じて認知症の家族の介護負担の軽減を図ると共に、地域住民の認知症への理解促進を図る。認知症に関心のある方々にカフェを知ってもらえるよう、認知症をテーマとした講演会を実施する。	
実施予定年月日	内　容	備　考
令和〇年△月×日	茶話、歌、体操、相談など	
令和〇年△月×日	茶話、歌、体操、相談など	
令和〇年△月×日	認知症講演会 （講師：認知症に詳しい医師）	
令和〇年△月×日	茶話、歌、体操、相談など	
令和〇年△月×日	茶話、歌、体操、相談など	
令和〇年△月×日	茶話、歌、体操、相談など	
令和〇年△月×日	茶話、歌、体操、相談など	
令和〇年△月×日	茶話、歌、体操、相談など	
令和〇年△月×日	茶話、歌、体操、相談など	
令和〇年△月×日	茶話、歌、体操、相談など	

記入例③　収支予算書【新規登録団体の場合】

新規登録団体はこの様式を使用

【補助金】記入例③

様式第３号（その１）（第６条関係）

収支予算書（新規）

1　【収　　入】　（単位：円）

項　　目	金　　額	説　明　（積算等）
事業収入（参加費収入）	31,500 円	参加費 @100 円*10 人*9 回、お弁当代 @500 円*5 人*9 回
寄附金・協賛金収入		
補助金収入	56,000 円	市川市認知症カフェ登録事業補助金
その他（助成金等）		
団体等自己資金	5,250 円	団体等の本会計より充当
合　　計	92,750 円	

2　【支　　出】　（単位：円）

項　　目	支出金額	うち補助対象金額	説　明　（積算等）※補助対象の頭には「★」を記載すること
印刷製本費	11,000 円	11,000 円	★チラシ印刷代（@20*500 枚*1.10）
広告費			
備品購入費	13,200 円	9,000 円	★電気ポット　@12,000*1.10
報償費	20,000 円	20,000 円	★講師謝礼金（医師１人）20,000 円
消耗品費	17,050 円	16,000 円	★テーブルクロス　@1,000*3*1.10 ★エプロン　@1,500*3*1.10 ★黒板　@8,000 円*1*1.10
通信運搬費			
使用料			
食糧費	31,500 円		飲み物・お菓子　@100 円*10 人*9 回 お弁当　@500 円*5 人*9 回
合　　計	92,750 円	56,000 円	

印刷製本費、広告費、備品購入費の合計が上限 20,000 円を超える場合、上限 20,000 円となるよう記載

報償費、消耗品費、通信運搬費、使用料の合計が上限（3,000 円×実施月数）を超える場合、上限額となるよう記載

備考

1　補助金の交付対象となる事業に要する経費を記載してください。

2　市川市認知症カフェ登録事業補助金実績報告書（様式第７号）を提出する際、収支決算書（様式第８号）とともに領収書（写し）を添付する必要があります。

記入例③　収支予算書【継続団体の場合】

継続団体はこの様式を使用

様式第３号（その２）（第６条関係）

【補助金】記入例③

収支予算書（**継続**）

1　**【収　　入】**　（単位：円）

項　　目	金　　額	説　明　（積算等）
事業収入 （参加費収入）		
寄附金・ 協賛金収入		
補助金収入	30,000 円	市川市認知症カフェ登録事業補助金
その他 （助成金等）		
団体等自己資金	80 円	団体等の本会計より充当
合　　計	30,080 円	

2　**【支　　出】**　（単位：円）

項　　目	支出金額	うち補助対象金額	説　明　（積算等） ※補助対象の頭には「★」を記載すること
報償費	20,000 円	20,000 円	★講師謝礼金（医師１人）20,000 円
消耗品費	3,080 円	3,080 円	★紙コップ @200 円（1 セット 50 個入）*4 セット*1.10 ★紙皿 @500 円（1 セット 50 枚入）*4 セット*1.10
通信運搬費			
使用料	7,000 円	7,000 円	★○○ホール使用料 @1,000 円*3.5 時間*2 回
合　　計	30,080 円	**30,000** 円	

合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨て

備考

1　補助金の交付対象となる事業に要する経費を記載してください。

2　市川市認知症カフェ登録事業補助金実績報告書（様式第７号）を提出する際、収支決算書（様式第８号）とともに領収書（写し）を添付する必要があります。

記入例④　市川市認知症カフェ登録事業補助金交付申請事項（変更・廃止）承認申請書

様式第５号（第９条関係）

【補助金】記入例④

市川市認知症カフェ登録事業補助金交付申請事項（変更・廃止）承認申請書

令和　　年　　月　　日

市川市長

事業所ではなく、法人の代表者氏名を記載

法人名　　株式会社　ろば
事務所・事業所の所在地　市川市八幡１－１－１
代表者氏名　　代表取締役　市川　市太郎
連絡先（電話）　０４７－３３４－１１１１
（法人以外にあっては申請者の氏名及び住所）

交付決定通知書に記載されている年月日、番号を記載

令和○年△月□日付け市川第●●●●●●●●－●●●●号により交付決定のあった令和○年度市川市認知症カフェ登録事業補助金の交付申請事項について、下記のとおり（変更・廃止）の承認を受けたいので、申請します。

記

１　（変更・廃止）内容
定例認知症カフェの開催日
（予定）毎月第３水曜日　⇒　令和○○年××月より毎月第３木曜日

２　（変更・廃止）理由
会場を提供してくれている●●自治会が水曜日に自治会館で事業を行うことになり、借り受けることが困難となったため。

３　添付書類
・市川市認知症カフェ登録事業補助金実施計画書（様式第２号）

記入例⑤　市川市認知症カフェ登録事業補助金実績報告書

様式第７号（第１０条関係）

【補助金】記入例⑤

市川市認知症カフェ登録事業補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日

市川市長

事業所ではなく、法人の代表者氏名を記載

法人名　　株式会社　ろば
事務所・事業所の所在地　市川市八幡１－１－１
代表者氏名　　代表取締役　市川　市太郎
連絡先（電話）　０４７－３３４－１１１１
（法人以外にあっては申請者の氏名及び住所）

交付決定通知書に記載されている年月日、番号を記載

令和○年△月□日付け市川第●●●●●●●●－●●●●号により交付決定のあった令和○年度市川市認知症カフェ登録事業補助金について、下記のとおり事業を完了したので、実績を報告します。

記

添付書類
1　収支決算書（様式第８号）
2　支払を証する書類の写し
3　実施の状況を確認することができる書類
4　１から３までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

記入例⑥　収支決算書【新規登録団体の場合】

新規登録団体はこの様式を使用

様式第８号（その１）（第１０条関係）

【補助金】記入例⑥

収支決算書（新規）

1　【収　　入】　（単位：円）

項　　目	金　　額	説　明　（積算等）
事業収入 （参加費収入）	31,500 円	参加費 @100 円*10 人*9 回、お弁当代 @500 円*5 人*9 回
寄附金・ 協賛金収入		
補助金収入	56,000 円	市川市認知症カフェ登録事業補助金
その他 （助成金等）		
団体等自己資金	5,250 円	団体等の本会計より充当
合　　計	92,750 円	

2　【支　　出】　（単位：円）

項　　目	支出金額	うち補助対象金額	説　明　（積算等） ※補助対象の頭には「★」を記載すること
印刷製本費	11,000 円	11,000 円	★チラシ印刷代（@20*500 枚*1.10）
広告費		補助上限額：20,000 円	
備品購入費	13,200 円	9,000 円	★電気ポット　@12,000*1.10
報償費	20,000 円	20,000 円	★講師謝礼金（医師１人）20,000 円
消耗品費	17,050 円	16,000 円	★テーブルクロス　@1,000*3*1.10 ★エプロン　@1,500*3*1.10 ★黒板　@8,000 円*1*1.10
通信運搬費		補助上限額：3,000 円×実施月数	
使用料			
食糧費	31,500 円		飲み物・お菓子　@100 円*10 人*9 回 お弁当　@500 円*5 人*9 回
合　　計	92,750 円	56,000 円	

※　領収書（写し）を添付してください。

記入例⑥　収支決算書【継続団体の場合】

継続団体はこの様式を使用

様式第８号（その２）（第１０条関係）

【補助金】記入例⑥

収支決算書（**継続**）

1　【収　　入】　（単位：円）

項　　目	金　　額	説　明　（積算等）
事業収入（参加費収入）		
寄附金・協賛金収入		
補助金収入	① 30,000 円	市川市認知症カフェ登録事業補助金
その他（助成金等）		
団体等自己資金	80 円	団体等の本会計より充当
合　　計	31,080 円	

・概算払により補助金収入を得た場合はその金額を記載
・精算払の場合は下部の補助対象金額の合計額を記載

2　【支　　出】　（単位：円）

実支出額を記載

項　　目	支出金額	うち補助対象金額	説　明　（積算等） ※補助対象の頭には「★」を記載すること
報償費	20,000 円	20,000 円	★講師謝礼金（医師１人）20,000 円
消耗品費	1,540 円	1,540 円	★紙コップ @200 円（1 セット 50 個入）*2 セット*1.10 ★紙皿 @500 円（1 セット 50 枚入）*2 セット*1.10
通信運搬費			
使用料	7,000 円	7,000 円	★○○ホール使用料 @1,000 円*3.5 時間*2 回
合　　計	28,540 円	② 28,000 円	

合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨て

※　領収書（写し）を添付してください。

本ケースの場合
① 30,000 円 － ② 28,000 円 ＝ 2,000 円　の精算処理が必要となります

市川市　福祉部　地域包括支援課

住所　〒272-8501
市川市八幡１丁目１番１号

電話　047-334-1111（代表）
047-712-8521（直通）

FAX　047-712-8789